

運転中（乗務中）における携帯電話・スマートフォン取扱規程

シティアクセス株式会社

第1条 目的

この規程は、バスを含む車両が運転中に携帯電話・スマートフォン（以下、「携帯電話等」という。）を使用すると、道路交通法違反となり、罰則が設けられていることは周知の事実であるものの、昨今、バス運転者が運転中に携帯電話等を使用し、死傷事故を惹起するなどしたことが、社会問題となった。

これらの背景から、運転中の携帯電話等の保管、使用等に関する規程を整備し、これまで以上に遵法精神を高め、かつ、乗客、取引先事業者等からの信用を強固なものとするを目的に制定する。

第2条 運転中の携帯電話等の使用禁止等

- (1) 乗務員は、バス運転中に携帯電話等を使用（機器を手に持って操作し、又は画面を注視すること。）しないこと。
- (2) 運転者以外の乗務員は、乗務中に私用目的で携帯電話等を使用しないこと。

第3条 携帯電話等の保管場所等

乗務員は、運転に従事する場合は携帯電話等の電源を切り、又は、いわゆる「マナーモード」に設定し「音漏れ」防止措置を講じたうえ、バスのトランク、グローブボックス、運転席背後のスペース等、運転席から容易に手が届かず、かつ乗客から目視されにくい場所に保管すること。

第4条 携帯電話の使用方法等

- (1) 乗務員がバス運転中に業務目的で携帯電話等を使用する必要性が生じた場合は、休憩地点や待機場所等、安全な場所に停止して使用すること。ただし、特異な仕業上、第2条(1)以外の方法（いわゆるハンズフリー）で使用する場合を除く。
- (2) 事務所員が運転中の乗務員へ連絡の必要性が生じた場合は、無線通話装置を使用すること。また取引先事業者等のいわゆる「クライアント」には、前項ただし書の場合を除き、運転中の乗務員への携帯電話等でのタイムリーな連絡ができないことを、あらかじめ周知しておくこと。

第5条 規程の遵守方策

- (1) 指導・教育
乗務員に対しては、運転中の携帯電話等の使用禁止を日常の点呼時に口頭で注意喚起するほか、各種会議等に機会ある都度付議し、啓発を行う。
- (2) 相互啓発
運転者以外の乗務員が乗務する場合は、お互いに注意喚起し合い、運転中の携帯電話等の使用を未然に防止すること。

第6条 規程遵守状況の確認

本規程の遵守状況は、ドライブレコーダーの記録映像を不定期に確認するよう努めるほか、乗客等からの、苦情申し出等があった場合は、それらにより事実関係を調査し、事後の対策を講ずること。

附則 この規程は、平成29年2月15日から施行する。